「追補1」関連: ST基準第1部の「5.23 その他の強度」の改定(明確化)

ST基準第1部「5.23 その他の強度」の改定

5.23 その他の強度

5.23.1 各部の材料の強度

(1) 5.3(2)(3)により、使用する状態で、 85 ± 5 cmの高さから、厚さ 3 mmのコンポジションビニル床タイル(半硬質 C T)の貼られた厚さ 64 mm以上のコンクリートの上に 5 回自然落下させたとき、危険な形状・状態となるおそれのないこと。

5.23.2 個別部材の強度

- (1) 玩具のバドミントンラケット、ゴルフクラブ等(金属製バットは除く。) にあっては、木製、金属製のものは 50kg、プラスチック製は 20kg の引張試験に適合すること。
- (2) ローラースケート(くつが装着される部分の最大の長さが 18cm 未満のものに限る。) にあっては、下記の強度試験に適合するものであること。
 - ① ベルトに対する 25kg の引張試験
 - ② プレート上面に垂直方向に 100kg の荷重試験
- (3) 縫製品にあっては、接合・縫合せの箇所などは、親指と人差し指をもって接合 箇所から1cm の間隔をおいてつまんで引っ張ったとき、外れて危険な状態と なるおそれのないこと。

施行:平成22年1月1日から施行する

(改定内容の説明)

現行ST基準第1部5.23の記載内容の明確化を図ったもの。(内容の変更はない) なお、本規定「5.23」は、「3歳未満の子供を対象とした玩具についての安全基準(追補1)」 の4.4に引用されている。

「追補1]

「4. 玩具安全基準 第1部との調整 (略)

4.4 玩具安全基準第1部5.23において落下試験により判定する事項は、上記2.3.3の 落下試験((注)3歳未満対象の玩具)又は上記3の落下試験((注)3歳以上対象の玩具) の結果によって、当該事項への適合性を判定して良い。」

(参考) 現行ST基準第1部

5.23 その他の強度

そのほか各部の材料は、十分な強度のあるものを用いまた、破損したときに危険な形状、あるいは有害な状態となるおそれのないこと。

- (1) 十分な強度とは以下のものをいう。
 - (a) バドミントンラケット、ゴルフクラブ(金属製バットは除外)等の引張りは、木製、金属製のものは 50kg、プラスチック製は 20kg としている。
 - (b) ローラースケート(くつが装着される部分の最大の長さが 18cm 未満のものに限る。) にあっては、下記の強度試験に適合するものであること。
 - ① ベルトに対する 25kg の引張試験
 - ② プレート上面に垂直方向に 100kg の荷重試験
- (2) 破損したときは、次の強度試験の結果をいう。
 - (a) 使用した状態で 85 ± 5 cm 5 回、厚さ 3 mmのコンポジションビニル床タイル (半 硬質 C T) の貼られた厚さ 64 mm以上のコンクリートの上に自然落下させたとき、 割れ、折れを生じること。
 - (b) 縫製品にあっては、接合、ぬい合わせの箇所などは親指と人差し指をもって 接合箇所から 1 cm 間隔おきつまみ引張ったとき、はずれること。

改定基準

5.23 その他の強度

5.23.1 各部の材料の強度

(1) <u>5.3(2)(3)により、</u>使用<u>する</u>状態で<u>、</u>85±5 cmの<u>高さ</u>から、厚さ 3 mmのコンポジションビニル床タイル(半硬質 CT) の貼られた厚さ 64 mm以上のコンクリートの上に 5 回自然落下させたとき、<u>危険な形状・状態となるおそ</u>れのないこと。

5.23.2 個別部材の強度

- (1) <u>玩具の</u>バドミントンラケット、ゴルフクラブ<u>等</u>(金属製バットは<u>除く。</u>) にあっては、木製、金属製のものは 50kg、プラスチック製は 20kg <u>の引張試験に適合すること。</u>
- (2) ローラースケート(くつが装着される部分の最大の長さが 18cm 未満のものに限る。) にあっては、下記の強度 試験に適合するものであること。
 - ① ベルトに対する 25kg の引張試験
 - ② プレート上面に垂直方向に 100kg の荷重試験
- (3) 縫製品にあっては、接合<u>・縫合せ</u>の箇所などは、親指 と人差し指をもって接合箇所から<u>1 cm の間隔をおいて</u> つまんで引っ張ったとき、<u>外れて危険な状態となるおそ</u> れのないこと。

旧基準

5.23 その他の強度

そのほか各部の材料は、十分な強度のあるものを用いまた、破損したときに危険な形状、あるいは有害な状態となるおそれのないこと。

- (1) 十分な強度とは以下のものをいう。
 - (a) バドミントンラケット、ゴルフクラブ(金属製バットは<u>除外)等の引張り</u>は、木製、金属製のものは 50kg、プラスチック製は 20kg <u>としている</u>。
 - (b) ローラースケート(くつが装着される部分の最大 の長さが 18cm 未満のものに限る。)にあっては、 下記の強度試験に適合するものであること。
 - ① ベルトに対する 25kg の引張試験
 - ② プレート上面に垂直方向に 100kg の荷重試験
- (2)破損したときは、次の強度試験の結果をいう。
 - (a) <u>使用した状態で 85±5 cm 5 回、厚さ 3 mmのコンポジションビニル床タイル (半硬質 C T) の貼られた厚さ 64 mm以上のコンクリートの上に自然落</u>下させたとき、割れ、折れを生じること。
 - (b) 縫製品にあっては、接合<u>、ぬい合わせ</u>の箇所な どは親指と人差し指をもって接合箇所から<u>1 cm</u> 間隔おきつまみ引張ったとき、はずれること。